

# 震災対策編

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的等

### 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、さつま町防災会議が作成したもので、町域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の性格

さつま町地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、震災に係る「震災対策編」と「資料編」から構成されるが、本計画は、このうち、震災に係る「震災対策編」である。

なお、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害対策編の計画を準用することとした。

### 第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

### 第4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、関係防災機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、町民にも広く周知徹底させるものとする。

### 第5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

## 第2節 防災機関の業務の大綱

一般災害対策編第1章第2節「防災機関の業務の大綱」を準用する。

## 第3節 さつま町の地質等

### 第1 地質

紫尾山地の南側は丘陵性山地が発達し川内川により開析されており、本町を含む流域盆地周辺では、シラス台地が広範囲に分布し、火砕流堆積面を切る河成段丘や火砕流の二次堆積物からなる沖積低地が見られる。自然堆積したシラス斜面は非常に安定しているが、一度外力が加わると粒子が乱れて分離しやすいという特徴がある。

また、透水性が大きく粘着力がほとんど存在しないため、表面浸食に対する抵抗が極めて弱く、台風、集中豪雨時に表流水、地下水による崩壊が多く発生している。

### 第2 地震

鹿児島県は、九州では比較的有感地震の発生の少ない地域であるが、県北境には大小様々な火山からなる霧島火山群がそびえ、さらに、南に延びるトカラ列島も多数の火山を擁している。また、始良カルデラの南縁には過去幾多の大爆発を繰り返し、現在なお活発な活動を続けている桜島が控えている。そして過去には、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されている。

本町においては、平成9年3月、5月に発生した北西部地震では、大きな被害を受けている。したがって、今後もなお、長期にわたる群発地震や短期の局発地震が発生して、大きな災害を引き起こすことも十分考えられるので、町は、平常から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

## 第4節 被害想定

### 第1 想定地震の位置づけ

本計画の策定に当たっては、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の地震災害の発生状況を考慮するとともに、鹿児島県が平成7～8年度に実施した地震被害予測調査で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえる。

具体的には、以下に示す本県において発生することが予想される地震災害時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、地震火災、ライフライン、人的被害並びに住民生活支障及び防災活動障害として予想される様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

なお、地震被害予測調査では可能な限り定量的な被害数値を算出しているが、これらの作業は、有史以来近年に至る地震の発生履歴や本県の地震環境の特性を踏まえ、発生の可能性の高い複数の地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを設定して行った。

しかしながら、本想定は、一定の仮定を置いて算出した結果であり、今後、活断層調査等が進められ、県の地震環境がより詳しく解明されれば、想定条件が変わる可能性もあり、また、現実の災害時には、これらとは異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数字を固定的にとらえないよう留意する必要がある。

### 第2 想定地震の概要

本計画が前提とする想定地震（津波地震も含む。）の概要は、次のとおりである。これらの地震ごとの断層の位置は表に示すとおりである。

・地震の規模等	次表に示すとおり。
・地震の発生季節・時刻等	冬の夕刻（午後5時～6時）
・気象条件	晴れ。西北西の風、風速2.7m/秒
*本想定では、地震火災を考慮し、地震の発生季節・時刻を出火・延焼の危険性が最も高い「冬の夕刻」とした。	

#### 〈想定地震の概要〉

震源	鹿児島湾直下	日向灘	奄美大島近海	県北部直下	県西部直下	
大震源断層等の長さ	長さ	22.9km	60.3km	79.4km	10.0km	10.0km
	幅	11.5km	30.2km	39.7km	5.0km	5.0km
	上端深さ	5.0km	10.0km	10.0km	2.5km	2.5km
マグニチュード	7.1	7.8	8.0	6.5	6.5	
過去の地震	1914年 (M7.1) 桜島地震	1662年 (M7.6) 日向・大隅地震	1911年 (M8.0) 喜界島地震	1968年 (M6.1) えびの地震	1913年 (M5.7、M5.9) 串木野地震	

### 第3 想定地震動

各想定地震の地震動の予測結果は、次のとおりである。

〈地震動の分布状況（想定ケース別）〉

想定地震	地震動の分布状況の予測結果
鹿児島湾直下想定地震	震源近傍の鹿児島湾北西部と桜島で震度6弱が予測される。また、震源から比較的離れた地域でも、沖積地盤の見られる谷間やロームに覆われた台地上などで、震度5強から震度6弱が分布することが予測される。 県本土の広い地域で震度5弱以上の揺れが予測される。トカラ列島以南は震度2以下となる。
日向灘想定地震	震源が陸部から若干離れているため、震度6弱は、大隅半島、及び種子島の特に軟弱地盤で見られる程度である。 震度5強の範囲は、大隅半島と種子島の大部分を占める。 震度5弱より強い揺れは、薩摩半島・大隅半島の沖積層・シラス被覆地で現れると予測される。
奄美大島近海想定地震	喜界島の東岸、奄美大島の沖積低地の一部で震度6強が、また喜界島の大半と奄美大島の沖積低地で震度6弱が予測される。 震度5弱よりも強い揺れが現れるのは、震源に近い喜界島、奄美大島と、徳之島の一部であると予測される。なお、九州本土部でもシラス被覆地などで震度3がみられる。
県北部直下想定地震	震源直上の、長さ20km×幅10km程度の範囲で震度6弱が予測される。震度5弱以上の揺れが現れる範囲は、鹿児島湾直下想定地震よりも狭く、断層から15km程度までの範囲に限られている。
県西部直下想定地震	震源近傍の薩摩半島西海岸で震度6弱が予測される。 主に薩摩半島で、断層から20km程度までの範囲で震度5弱以上になると予測される。

第4 想定被害の結果

本町で想定される被害予測結果は、次のとおりであり、「鹿児島湾直下想定地震」「県北部直下想定地震」による影響が大きい。

町は、この想定結果を踏まえて、建物の耐震化対策、避難対策等を推進していく必要がある。

想定項目		想定地震				
		鹿児島湾直下	日向灘	奄美大島近海	県北部直下	県西部直下
斜面崩落（箇所）		142	8	0	118	15
建物被害（棟）	大破	39	0	0	28	1
	中破	271	24	0	221	45
ライフライン等被害（箇所）	上水道	21	0	0	5	0
	配電柱	0	0	0	0	0
	電話柱	0	0	0	0	0
火災（棟）	出火	3	0	0	3	0
	焼失	1	0	0	2	0

人的被害 (人)	死者	11	5	0	10	6
	負傷者	54	5	0	43	9
	要救出者	0	0	0	0	0
	避難者	47	0	0	28	2
	断水世帯数	1,565	0	0	256	0

## (注) 1 大破・中破の定義

(1) 大破……倒壊及び現状のままでは住めない状況の建物で、具体的には次のような状態のものをいう。

- ・建築物が大きく傾き、修復不能な状態あるいは倒壊したもの。
- ・取り壊し、又は大規模な全面的補強工事を必要とするもの。
- ・接合部が抜け出し、建築物の一部が鉛直荷重に対する耐力を失っているもの。
- ・柱、梁、筋交い等の骨組みに重大な損傷をきたしたものの。

(2) 中破……そのままでも住める状態ではあるが、かなり修復を必要とする建築物で、具体的には次のようなものをいう。

- ・部分的には柱・梁・筋交い等に損傷をきたしているが、建築物全体として、著しい耐力の低下はないもので補強又は補修工事で復旧が可能なもの。
- ・仕上げ材などにひび割れが発生し、その一部が剥離しているが、柱、梁、筋交い等の構造材には重大な損傷のないもの。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策

関係機関	
建設課	耕地林業課

地震時において、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

#### 第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒体制の整備等については、一般災害対策編第2章第1節「土砂災害等の防止対策」に準ずる。

#### 第2 液状化災害の防止対策

##### 1 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

##### 2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、鹿児島湾直下の地震を想定した場合液状化が予測されている。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

##### (1) 地盤改良の推進

新規都市開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

##### (2) 構造的対策の推進

町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

##### 3 液状化対策手法の周知

町は、これまで、液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、

将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

### 第3 農地災害の防止対策

町は、被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、県及び市町村は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

### 第4 宅地被害の防止対策

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成に努める。また、町は、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

## 第2節 防災構造化の推進

関係機関	
総務課	建設課
企画政策課	消防本部

町は、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

また、ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し、必要な補強・補修、防止措置を講ずる。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第2章第3節に準じる。

### 第1 建築物の不燃化の推進

#### 1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

#### 2 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

#### 3 公営住宅の不燃化推進

町は、老朽の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

#### 4 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防水利の基準等に照らし、予想される地震火災に対応できるよう、市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

### 第2 ブロック塀等の工作物対策

#### 1 ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配付等や建築物防災週間において、新設のブロック塀等や既存のブロック塀等の安全化指導、修繕、補強等の改修指導を実施する。

#### 2 窓ガラス等落下物の安全化

既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を行うとともに、窓ガラス等落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

#### 3 自動販売機の転倒防止

地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となる自動販売機について、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図るため、設置者への指導に努める。

#### 4 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

## 第3節 建築物災害の防止対策

関係機関	
建設課	財政課
総務課	

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・改修の促進に努める。

### 第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震改修・安全化

#### 1 公共施設等の重点的な耐震診断・改修の実施

庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についてもその安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、町は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害時においては防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失または低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

#### 2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

### 第2 一般建築物の耐震改修・安全化

#### 1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

##### (1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

2 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、その結果を求め、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防災検査の実施

特殊建築物等不特定多数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において、消防署等の協力を得て防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保に対して積極的な指導を推進する。

**第3 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備**

1 被災建築物の応急危険度判定体制

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定士を活用して迅速かつ的確に応急危険判定が実施できるよう体制の確立に努める。

2 被災宅地危険度判定体制

大地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して迅速かつ的確に危険度判定が実施できるよう、体制の確立に努める。

## 第4節 公共施設の災害防止対策

一般災害対策編第2章第5節「公共施設の災害防止対策」を準用する。

## 第5節 危険物等災害防止対策

一般災害対策編第2章第6節「危険物等災害対策」を準用する。

## 第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

関係機関
------

総務課
-----

町は、県が推進している第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）を踏まえて、地震防災上必要な整備があると認められる施設について、次のような事業の推進に努める。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- 6 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 7 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 第6号及び第7号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 河川管理施設
- 10 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 11 地域防災拠点施設
- 12 町防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 13 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 14 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 15 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

## 第7節 地震防災研究の推進

関 係 機 関
総 務 課 財 政 課

町は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

### 第1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物等の耐震性や液状化、機能障害の予測等について県の協力を得て調査研究に努める。

### 第2 地域危険度の調査研究

町は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

## 第8節 防災組織

一般災害対策編第2章第9節「防災組織」を準用する。

## 第9節 通信・広報体制（機器等）

一般災害対策編第2章第10節「通信・広報体制（機器等）」を準用する。

## 第10節 地震観測体制

関係機関
総務課

地震による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

### 第1 地震観測体制の整備

#### 1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震災害に関する気象業務体制の整備充実を図る。

##### (1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計などの適切に整備配置し、地震観測を実施するとともに、関係行政機関、区市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

##### (2) 地震に関する情報の伝達体制等の整備

地震に関する情報等を迅速かつ的確に発表し、関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

##### (3) 地震関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、地震情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

資料編	○町内震度観測局	P. 41
-----	----------	-------

#### 2 地震観測体制の整備

町観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

資料編	○町内雨量観測所一覧	P. 41
-----	------------	-------

	○町内水位観測所一覧	P. 41
--	------------	-------

### 第2 震度情報ネットワークシステムの活用

県内には、消防庁、県、各市町村がネットワークで結ばれ、各地に計測震度計が配置されている。町は、この震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震時の初動体制や広域応援等の災害体制の確立を図る。

## 第 1 1 節 消防体制

関 係 機 関
総 務 課 消防本部

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第 2 章第 12 節「消防体制」の定めによる。

### 第 1 消防活動体制の整備・強化

町及び消防本部は、国の「消防力の整備指針」（平成 12 年 1 月 20 日、消防庁告示第 1 号）に基づき、火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務を行うために、次の事項に留意して、必要な施設や人員の整備に努める。

- 1 消防団員の増強及び消防団の設備、機材の強化
- 2 都市化・高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備
- 3 消防職員や消防団員が初期消火、延焼防止、救出救護活動、避難者への支援活動、要配慮者への対応、復旧活動等において、各自の持ち場で最大限に力を発揮できる体制整備と訓練や研修機会の充実
- 4 事業所に対する協力要請及び消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

### 第 2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

- 1 一般家庭に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、一般家庭における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、地震時における火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

- 2 地域住民の初期消火体制の整備

町及び消防本部は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

### 第 3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

- 1 事業所に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

- 2 事業所の初期消火体制の整備

災害発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、地震時には協力して初期消火体制が確立できるように努める。

### 第 4 消防水利の整備等

国の「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日、消防庁告示第 7 号）に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった反省から、消火栓以外の消防水利

の整備と適正配備に努める。

なお、次の事項に留意して、消防水利の整備に努める。

- 1 耐震性貯水槽・防火水槽の設置
- 2 河川等の自然水利の活用
- 3 プール・雨水貯留施設等の他用途の水源を消防水利に活用
- 4 住宅建設時等における消防水利の確保指導の強化
- 5 建築物の密集状況に応じた消防水利の適正配置

## 第 1 2 節 避難体制

関係機関
総務課 保健福祉課 教育委員会

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第 2 章第 13 節「避難体制」の定めによる。

### 第 1 避難場所及び避難所の指定等

#### 1 避難場所及び避難所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

##### (1) 指定緊急避難場所

町は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

##### (2) 指定避難所

町は、被災者が滞在するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規

模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から住民に、親戚や知人宅、地元集会施設等、より身近で安全な場所を選択肢に加えるなど、多様な自主避難についての推進を図るとともに、必要な場合には、関係課が連携して、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

## 2 避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

指定避難所において、救護施設、防水層、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

また、避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係課が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

## 3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、簡易ベッド、マスク、消毒液炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

## 第2 地域における避難体制の整備

### 1 避難の指示・誘導體制の整備

#### (1) 基本方針（実施基準及び区分等）

ア 町長は、地震の発生に対し必要があると認めるときは、必要と認める地域の住居者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる住居者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。))を発令し、住居者等に避難行動を促すものとする。（以下、震災対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」を「避難指示等」と総称する。（避難の指示、自主避難の方法等の計画は第3章第13節「避難の指示・誘導」参照の他、一般災害対策編第3章第13節「避難の指示・誘導」に準ずる。）

- イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。
- ウ 町長は本計画を基礎に関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

## (2) 避難指示等の実施要領

- ア 町長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ町地域防災計画等において実施要領を定めておく。
- イ 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。
- ウ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（災害対策課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

## (3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。
- イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。
- ウ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。  
県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

## 2 避難指示等の伝達方法の周知

### (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、一般災害対策編第2章第10節「通信・広報体制（機器等）」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

### (2) 伝達方法の周知

町長は、町の避難計画において危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

### (3) 伝達方法の工夫

町長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

### 3 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考に、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

#### (1) 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

#### (2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

#### (3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

資料編	○福祉避難所一覧	P. 66
-----	----------	-------

## 第3 各種施設における避難体制の整備

### 1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

#### (1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の

自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

#### (2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

#### (3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入居者等の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

### 2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

#### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

#### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、地震災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

#### (3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

#### (4) 防災教育・防災訓練の実施

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

### 3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長等は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を家庭に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒等が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長等は、学校行事等による郊外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長等は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

## 第4 避難所の収容・運営体制の整備

### 1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては知事が行い、知事からの委任を受けた場合は、町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

## 2 避難所の運営体制の整備

町は、各避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル」を作成する等避難所の管理運営体制の整備に努める。

## 3 避難所の生活環境改善システムの整備

町は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

## 4 避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

## 第13節 救助・救急体制

関係機関	
総務課	
消防本部	保健福祉課

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第2章第14節「救助・救急体制」の定めによる。

### 第1 救助・救急体制の整備

地震災害時には多数の建物被害が発生し、多数の重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助、救急体制の整備に努める。

#### 1 町（消防機関を含む。）の救助・救急体制の整備

- (1) 消防本部を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。  
また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、災害医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 震災時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

#### 2 住民の協力

震災時には、広域的又は局所的に救急、救助のケースが多発することから、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、町は、住民参加の防災訓練をはじめ、救助、救急活動に関する知識や救護処置等に関する研修会を開催するなど、住民に対して、救助・救急への協力についての啓発に努める。

### 第2 救助・救急用装備・資機材の整備

町及び消防機関は、迅速・的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資機材の備蓄を推

進する。また、町は、地域の自主防災組織の資機材整備のための支援に努める。

## 第 1 4 節 交通確保体制

一般対策編第 2 章第 15 節「交通確保体制」を準用する。

## 第 1 5 節 輸送体制

関係機関	
総務課	財政課
建設課	

震災時に被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な輸送体制の整備を計画的に推進する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第 2 章第 16 節「輸送体制」の定めによる。

### 第 1 輸送手段の確保

被災者や救援物資、資機材等の輸送手段を次のとおり確保する。

#### 1 自動車による輸送

輸送車両は、おおむね次の順序により確保し、効果的かつ円滑な運用を図る。

- (1) 町有車両等
- (2) 農業協同組合等公共的団体の車両等
- (3) 運送事業者等所有の車両等
- (4) その他の民間車両等

#### 2 空中輸送

地上輸送が不可能な場合には、知事に対して、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請するほか、自衛隊の派遣を要請する。

### 第 2 緊急輸送道路の啓開体制の整備

#### 1 啓開道路の選定基準の設定

震災時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

#### 2 道路啓開の作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から震災時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど効率的な道路啓開体制の充実を図る。

#### 3 道路啓開用装備・資機材の整備

町及び道路管理者は、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて、使用できる建設機械等の把握を行う。

#### 4 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、震災時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路

啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

## 第 1 6 節 医療救護体制

一般対策編第 2 章第 17 節「医療救護体制」を準用する。

## 第 1 7 節 その他の震災応急対策事前措置体制

一般対策編第 2 章第 18 節「その他の災害応急対策事前措置体制」を準用する。

## 第18節 防災知識の普及・啓発

関係機関	
総務課	教育委員会

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、自ら災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

町は、地震発生時に住民がとるべき行動及び自発的な防災活動への参加等を促し、住民に対して防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第2章第20節「防災知識の普及・啓発」の定めによる。

### 第1 防災教育の充実

大規模地震が発生した場合には、同時多発する火災や人的被害のすべてに行政や防災関係機関の力だけで対応するのは困難となる。

町は、地域住民や事業所等が「自らの地域は自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と意識の啓発に努める。

#### 1 防災知識の普及啓発時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで実施するとともに、次のような時期に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

8月30日～9月5日	(防災週間)
9月1日	(防災の日)
1月15日～1月21日	(防災とボランティア週間)
1月17日	(防災とボランティアの日)

#### 2 普及・啓発方法

- (1) 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- (2) 有線放送等放送施設
- (3) 広報車の巡回
- (4) 講習会、パネル展示会等の開催
- (5) 映画、ビデオ、スライドの製作
- (6) 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動

### 第2 住民への普及・啓発

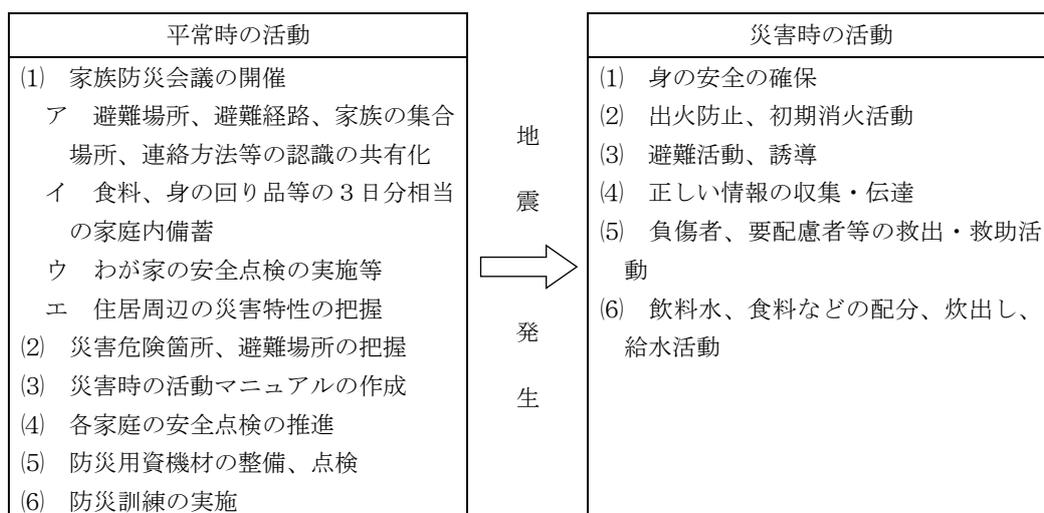
#### 1 非常備蓄等の推進

震災発生時への対応として、2～3日分の飲料水、食料の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止等住民自らが家庭でできる予防・安全対策を講じるとともに、被災時の家族内の連絡体制の確保を促すよう努めるものとする。

#### 2 平常時及び災害時の活動の周知

住民に対し、おおよそ次のような自主防災思想の普及・啓発を図る。

住 民 の 活 動

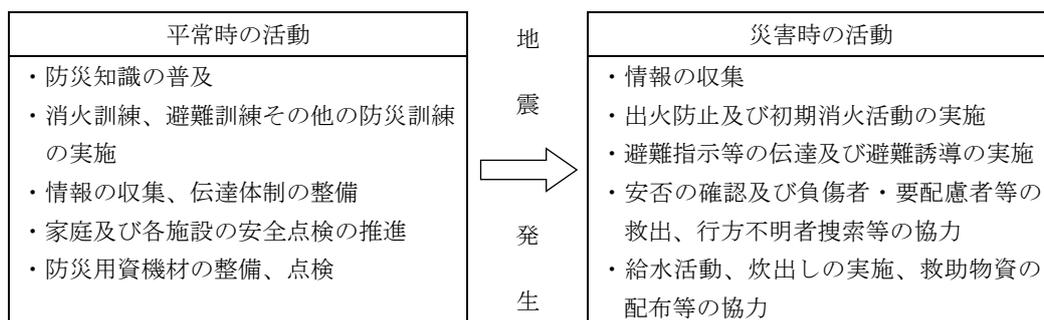


3 地域の自主防災活動の促進

町は、地域の自主防災活動の推進を図るため、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

また、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催する。

地 域 の 活 動



第3 学校教育、社会教育における防災教育の普及・啓発

幼稚園、小・中学校における学校教育は、その発達段階に合せた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災演習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりで、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震に関する基礎的知識、防災情報（特に緊急地震速報等）、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

第4 職員への防災教育

町は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、地震時において職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心がけるなど、自己啓発に努めるものとする。

## 第19節 防災訓練の効果的实施

関係機関
総務課 消防本部

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第2章第21節「防災訓練の効果的实施」によるものとするが、次の事項を検討し、訓練への導入を図る。

### 第1 自主防災組織訓練

自主防災組織や事業所等が計画に従い訓練を行う。実施にあたっては、防災関係に従事する町職員を派遣して、初期消火に対する訓練や避難、救護、炊出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

### 第2 通信連絡訓練

- 1 大規模な地震が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、各種無線による伝達訓練を行う。
- 2 通信機能の充実強化を促進するため、町内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取入れを検討する。

### 第3 要配慮者の参加する訓練の実施

震災の発生時に避難等の不自由な要配慮者の安全を図るため、自主防災組織は地域内の要配慮者の把握を行い避難の際の計画を作成するとともに、計画の内容に沿った訓練を要配慮者とともに行うものとする。

〈非常時に有効な実践的訓練〉

(1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当て及び救命訓練
(4) 要配慮者の参加する避難訓練
(5) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
(6) 炊出し訓練

## 第 2 0 節 自主防災組織の育成強化

一般災害対策編第 2 章第22節「自主防災組織の育成強化」を準用する。

## 第 2 1 節 防災ボランティアの育成強化

一般災害対策編第 2 章第23節「防災ボランティアの育成強化」を準用する。

## 第 2 2 節 企業防災の促進

一般災害対策編第 2 章第24節「企業防災の促進」を準用する。

## 第 2 3 節 災害時要配慮者の安全確保

一般災害対策編第 2 章第25節「要配慮者の安全確保」を準用する。

## 第 2 4 節 孤立化集落対策

一般災害対策編第 2 章第26節「孤立化集落対策」を準用する。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策

関係機関	
建設課	耕地林業課

地震時において、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

#### 第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒体制の整備等については、一般災害対策編第2章第1節「土砂災害等の防止対策」に準ずる。

#### 第2 液状化災害の防止対策

##### 1 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

##### 2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、鹿児島湾直下の地震を想定した場合液状化が予測されている。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

##### (1) 地盤改良の推進

新規都市開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

##### (2) 構造的対策の推進

町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

##### 3 液状化対策手法の周知

町は、これまで、液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、

将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

### 第3 農地災害の防止対策

町は、被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、県及び市町村は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

### 第4 宅地被害の防止対策

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの作成に努める。また、町は、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

## 第2節 防災構造化の推進

関係機関	
総務課	建設課
企画政策課	消防本部

町は、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

また、ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し、必要な補強・補修、防止措置を講ずる。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第2章第3節に準じる。

### 第1 建築物の不燃化の推進

#### 1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

#### 2 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

#### 3 公営住宅の不燃化推進

町は、老朽の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

#### 4 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防水利の基準等に照らし、予想される地震火災に対応できるよう、市街地における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

### 第2 ブロック塀等の工作物対策

#### 1 ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配付等や建築物防災週間において、新設のブロック塀等や既存のブロック塀等の安全化指導、修繕、補強等の改修指導を実施する。

#### 2 窓ガラス等落下物の安全化

既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を行うとともに、窓ガラス等落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

#### 3 自動販売機の転倒防止

地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となる自動販売機について、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図るため、設置者への指導に努める。

#### 4 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

## 第3節 建築物災害の防止対策

関係機関	
建設課	財政課
総務課	

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・改修の促進に努める。

### 第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震改修・安全化

#### 1 公共施設等の重点的な耐震診断・改修の実施

庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についてもその安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、町は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害時においては防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失または低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

#### 2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

### 第2 一般建築物の耐震改修・安全化

#### 1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

##### (1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

2 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、その結果を求め、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防災検査の実施

特殊建築物等不特定多数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において、消防署等の協力を得て防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保に対して積極的な指導を推進する。

**第3 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備**

1 被災建築物の応急危険度判定体制

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定士を活用して迅速かつ的確に応急危険判定が実施できるよう体制の確立に努める。

2 被災宅地危険度判定体制

大地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して迅速かつ的確に危険度判定が実施できるよう、体制の確立に努める。

## 第4節 公共施設の災害防止対策

一般災害対策編第2章第5節「公共施設の災害防止対策」を準用する。

## 第5節 危険物等災害防止対策

一般災害対策編第2章第6節「危険物等災害対策」を準用する。

## 第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

関係機関
------

総務課
-----

町は、県が推進している第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）を踏まえて、地震防災上必要な整備があると認められる施設について、次のような事業の推進に努める。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- 6 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 7 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 第6号及び第7号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 河川管理施設
- 10 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 11 地域防災拠点施設
- 12 町防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 13 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 14 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 15 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

## 第7節 地震防災研究の推進

関 係 機 関
総 務 課 財 政 課

町は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

### 第1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物等の耐震性や液状化、機能障害の予測等について県の協力を得て調査研究に努める。

### 第2 地域危険度の調査研究

町は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

## 第8節 防災組織

一般災害対策編第2章第9節「防災組織」を準用する。

## 第9節 通信・広報体制（機器等）

一般災害対策編第2章第10節「通信・広報体制（機器等）」を準用する。

## 第10節 地震観測体制

関係機関
総務課

地震による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

### 第1 地震観測体制の整備

#### 1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、地震災害に関する気象業務体制の整備充実を図る。

##### (1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計などの適切に整備配置し、地震観測を実施するとともに、関係行政機関、区市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

##### (2) 地震に関する情報の伝達体制等の整備

地震に関する情報等を迅速かつ的確に発表し、関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

##### (3) 地震関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、地震情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

資料編	○町内震度観測局	P. 41
-----	----------	-------

#### 2 地震観測体制の整備

町観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

資料編	○町内雨量観測所一覧	P. 41
-----	------------	-------

	○町内水位観測所一覧	P. 41
--	------------	-------

### 第2 震度情報ネットワークシステムの活用

県内には、消防庁、県、各市町村がネットワークで結ばれ、各地に計測震度計が配置されている。町は、この震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震時の初動体制や広域応援等の災害体制の確立を図る。

## 第 1 1 節 消防体制

関 係 機 関
総 務 課 消防本部

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第 2 章第 12 節「消防体制」の定めによる。

### 第 1 消防活動体制の整備・強化

町及び消防本部は、国の「消防力の整備指針」（平成 12 年 1 月 20 日、消防庁告示第 1 号）に基づき、火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務を行うために、次の事項に留意して、必要な施設や人員の整備に努める。

- 1 消防団員の増強及び消防団の設備、機材の強化
- 2 都市化・高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備
- 3 消防職員や消防団員が初期消火、延焼防止、救出救護活動、避難者への支援活動、要配慮者への対応、復旧活動等において、各自の持ち場で最大限に力を発揮できる体制整備と訓練や研修機会の充実
- 4 事業所に対する協力要請及び消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

### 第 2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

- 1 一般家庭に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、一般家庭における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、地震時における火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

- 2 地域住民の初期消火体制の整備

町及び消防本部は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

### 第 3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

- 1 事業所に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

- 2 事業所の初期消火体制の整備

災害発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、地震時には協力して初期消火体制が確立できるように努める。

### 第 4 消防水利の整備等

国の「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日、消防庁告示第 7 号）に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった反省から、消火栓以外の消防水利

の整備と適正配備に努める。

なお、次の事項に留意して、消防水利の整備に努める。

- 1 耐震性貯水槽・防火水槽の設置
- 2 河川等の自然水利の活用
- 3 プール・雨水貯留施設等の他用途の水源を消防水利に活用
- 4 住宅建設時等における消防水利の確保指導の強化
- 5 建築物の密集状況に応じた消防水利の適正配置

## 第 1 2 節 避難体制

関係機関
総務課 保健福祉課 教育委員会

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第 2 章第 13 節「避難体制」の定めによる。

### 第 1 避難場所及び避難所の指定等

#### 1 避難場所及び避難所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

##### (1) 指定緊急避難場所

町は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

##### (2) 指定避難所

町は、被災者が滞在するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規

模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から住民に、親戚や知人宅、地元集会施設等、より身近で安全な場所を選択肢に加えるなど、多様な自主避難についての推進を図るとともに、必要な場合には、関係課が連携して、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

## 2 避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

指定避難所において、救護施設、防水層、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

また、避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係課が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

## 3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、簡易ベッド、マスク、消毒液炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

## 第2 地域における避難体制の整備

### 1 避難の指示・誘導體制の整備

#### (1) 基本方針（実施基準及び区分等）

ア 町長は、地震の発生に対し必要があると認めるときは、必要と認める地域の住居者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる住居者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。))を発令し、住居者等に避難行動を促すものとする。（以下、震災対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」を「避難指示等」と総称する。（避難の指示、自主避難の方法等の計画は第3章第13節「避難の指示・誘導」参照の他、一般災害対策編第3章第13節「避難の指示・誘導」に準ずる。）

- イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。
- ウ 町長は本計画を基礎に関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

## (2) 避難指示等の実施要領

- ア 町長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ町地域防災計画等において実施要領を定めておく。
- イ 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。
- ウ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（災害対策課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

## (3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。
- イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。
- ウ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。  
県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- エ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

## 2 避難指示等の伝達方法の周知

### (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、一般災害対策編第2章第10節「通信・広報体制（機器等）」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

### (2) 伝達方法の周知

町長は、町の避難計画において危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

### (3) 伝達方法の工夫

町長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

### 3 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考に、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

#### (1) 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

#### (2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

#### (3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

資料編	○福祉避難所一覧	P. 66
-----	----------	-------

## 第3 各種施設における避難体制の整備

### 1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

#### (1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の

自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

#### (2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

#### (3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入居者等の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

### 2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

#### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

#### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、地震災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

#### (3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

#### (4) 防災教育・防災訓練の実施

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

### 3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長等は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ 危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を家庭に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ 児童生徒等が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 校長等は、学校行事等による郊外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ 校長等は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

## 第4 避難所の収容・運営体制の整備

### 1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては知事が行い、知事からの委任を受けた場合は、町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に報告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

## 2 避難所の運営体制の整備

町は、各避難所ごとに、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル」を作成する等避難所の管理運営体制の整備に努める。

## 3 避難所の生活環境改善システムの整備

町は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

## 4 避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

## 第13節 救助・救急体制

関係機関	
総務課	
消防本部	保健福祉課

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第2章第14節「救助・救急体制」の定めによる。

### 第1 救助・救急体制の整備

地震災害時には多数の建物被害が発生し、多数の重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救助、救急体制の整備に努める。

#### 1 町（消防機関を含む。）の救助・救急体制の整備

- (1) 消防本部を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。  
また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、災害医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 震災時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

#### 2 住民の協力

震災時には、広域的又は局所的に救急、救助のケースが多発することから、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、町は、住民参加の防災訓練をはじめ、救助、救急活動に関する知識や救護処置等に関する研修会を開催するなど、住民に対して、救助・救急への協力についての啓発に努める。

### 第2 救助・救急用装備・資機材の整備

町及び消防機関は、迅速・的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資機材の備蓄を推

進する。また、町は、地域の自主防災組織の資機材整備のための支援に努める。

## 第 1 4 節 交通確保体制

一般対策編第 2 章第 15 節「交通確保体制」を準用する。

## 第 1 5 節 輸送体制

関係機関	
総務課	財政課
建設課	

震災時に被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な輸送体制の整備を計画的に推進する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第 2 章第 16 節「輸送体制」の定めによる。

### 第 1 輸送手段の確保

被災者や救援物資、資機材等の輸送手段を次のとおり確保する。

#### 1 自動車による輸送

輸送車両は、おおむね次の順序により確保し、効果的かつ円滑な運用を図る。

- (1) 町有車両等
- (2) 農業協同組合等公共的団体の車両等
- (3) 運送事業者等所有の車両等
- (4) その他の民間車両等

#### 2 空中輸送

地上輸送が不可能な場合には、知事に対して、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請するほか、自衛隊の派遣を要請する。

### 第 2 緊急輸送道路の啓開体制の整備

#### 1 啓開道路の選定基準の設定

震災時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

#### 2 道路啓開の作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から震災時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど効率的な道路啓開体制の充実を図る。

#### 3 道路啓開用装備・資機材の整備

町及び道路管理者は、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて、使用できる建設機械等の把握を行う。

#### 4 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、震災時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路

啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

## 第 1 6 節 医療救護体制

一般対策編第 2 章第 17 節「医療救護体制」を準用する。

## 第 1 7 節 その他の震災応急対策事前措置体制

一般対策編第 2 章第 18 節「その他の災害応急対策事前措置体制」を準用する。

## 第18節 防災知識の普及・啓発

関係機関	
総務課	教育委員会

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、自ら災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

町は、地震発生時に住民がとるべき行動及び自発的な防災活動への参加等を促し、住民に対して防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第2章第20節「防災知識の普及・啓発」の定めによる。

### 第1 防災教育の充実

大規模地震が発生した場合には、同時多発する火災や人的被害のすべてに行政や防災関係機関の力だけで対応するのは困難となる。

町は、地域住民や事業所等が「自らの地域は自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と意識の啓発に努める。

#### 1 防災知識の普及啓発時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで実施するとともに、次のような時期に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

8月30日～9月5日	(防災週間)
9月1日	(防災の日)
1月15日～1月21日	(防災とボランティア週間)
1月17日	(防災とボランティアの日)

#### 2 普及・啓発方法

- (1) 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- (2) 有線放送等放送施設
- (3) 広報車の巡回
- (4) 講習会、パネル展示会等の開催
- (5) 映画、ビデオ、スライドの製作
- (6) 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動

### 第2 住民への普及・啓発

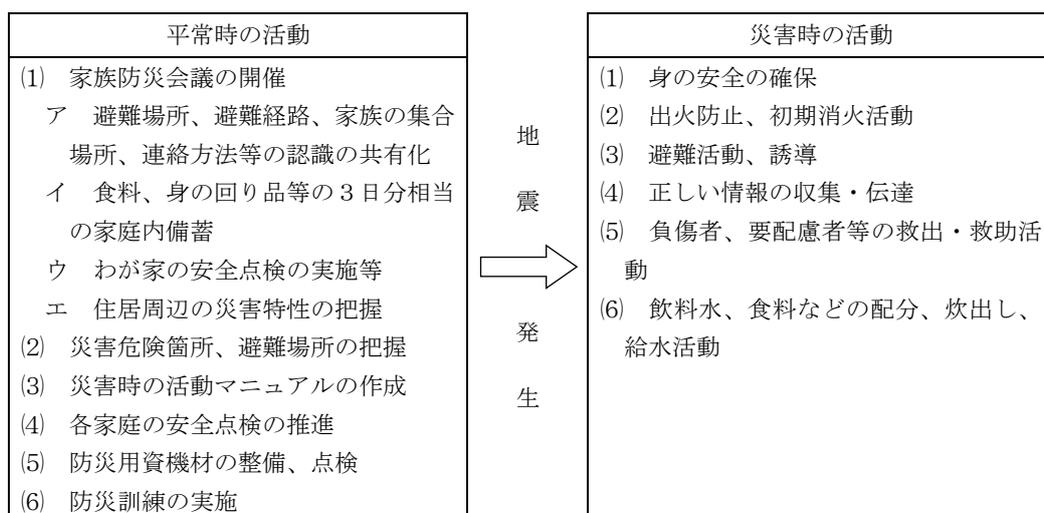
#### 1 非常備蓄等の推進

震災発生時への対応として、2～3日分の飲料水、食料の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止等住民自らが家庭でできる予防・安全対策を講じるとともに、被災時の家族内の連絡体制の確保を促すよう努めるものとする。

#### 2 平常時及び災害時の活動の周知

住民に対し、おおよそ次のような自主防災思想の普及・啓発を図る。

住 民 の 活 動

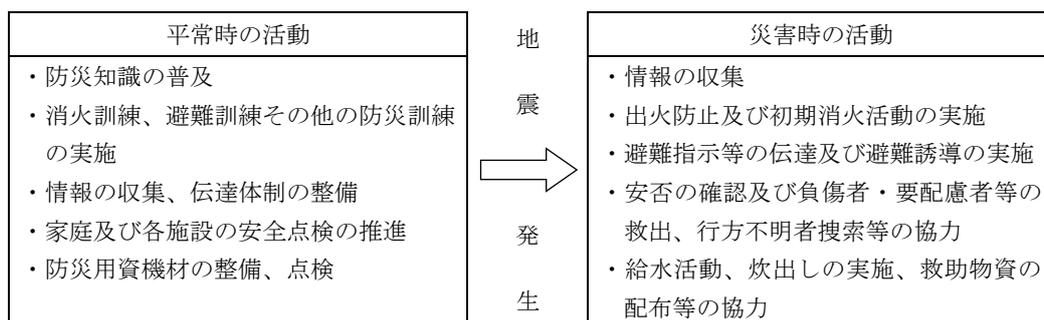


3 地域の自主防災活動の促進

町は、地域の自主防災活動の推進を図るため、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

また、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催する。

地 域 の 活 動



第3 学校教育、社会教育における防災教育の普及・啓発

幼稚園、小・中学校における学校教育は、その発達段階に合せた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災演習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含 防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりで、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震に関する基礎的知識、防災情報（特に緊急地震速報等）、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

第4 職員への防災教育

町は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、地震時において職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心がけるなど、自己啓発に努めるものとする。

## 第19節 防災訓練の効果的实施

関係機関
総務課 消防本部

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第2章第21節「防災訓練の効果的实施」によるものとするが、次の事項を検討し、訓練への導入を図る。

### 第1 自主防災組織訓練

自主防災組織や事業所等が計画に従い訓練を行う。実施にあたっては、防災関係に従事する町職員を派遣して、初期消火に対する訓練や避難、救護、炊出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

### 第2 通信連絡訓練

- 1 大規模な地震が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、各種無線による伝達訓練を行う。
- 2 通信機能の充実強化を促進するため、町内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取入れを検討する。

### 第3 要配慮者の参加する訓練の実施

震災の発生時に避難等の不自由な要配慮者の安全を図るため、自主防災組織は地域内の要配慮者の把握を行い避難の際の計画を作成するとともに、計画の内容に沿った訓練を要配慮者とともに行うものとする。

〈非常時に有効な実践的訓練〉

(1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当て及び救命訓練
(4) 要配慮者の参加する避難訓練
(5) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
(6) 炊出し訓練

## 第 2 0 節 自主防災組織の育成強化

一般災害対策編第 2 章第22節「自主防災組織の育成強化」を準用する。

## 第 2 1 節 防災ボランティアの育成強化

一般災害対策編第 2 章第23節「防災ボランティアの育成強化」を準用する。

## 第 2 2 節 企業防災の促進

一般災害対策編第 2 章第24節「企業防災の促進」を準用する。

## 第 2 3 節 災害時要配慮者の安全確保

一般災害対策編第 2 章第25節「要配慮者の安全確保」を準用する。

## 第 2 4 節 孤立化集落対策

一般災害対策編第 2 章第26節「孤立化集落対策」を準用する。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制の確立

関係機関	
各課共通	消防本部

地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町は防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」の定めによる。

#### 第1 災害対策本部設置前の初動体制

災害の規模等により、災害対策本部の設置に至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

##### 1 情報連絡体制の確立

町域に震度4の地震が発生したときは、地震情報や被害状況等の情報を収集するための情報連絡体制を確立する。

##### 2 災害警戒本部の確立

- (1) 町域に震度5弱又は5強の地震が発生したときは、災害警戒本部を設置する。
- (2) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長、副本部長には建設課長及び耕地林業課長をもって充てる。
- (3) 災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害対策本部を設置したときは災害警戒本部を廃止する。

#### 第2 災害対策本部の設置等

町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めたときは、さつま町災害対策本部条例に基づき、次のような基準により災害対策本部を設置する。

##### 1 設置

- (1) 町域において、震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 震度5強以下の地震でも、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたとき。

##### 2 廃止

災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは廃止する。

### 3 設置及び廃止の通知

町は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県（危機管理防災課）、関係機関、住民等に対し、次により通知する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法
庁内各課	庁内放送、電話、口頭
防災会議委員	電話、FAX
県（災害対策課）	県防災行政無線、電話、FAX
北薩地域振興局総務企画部	電話、FAX
北薩地域振興局建設部	電話、FAX
さつま警察署	電話、FAX
報道機関	電話、FAX
一般住民	町防災行政無線、広報車、有線放送、口頭

### 第3 災害対策本部の組織等

#### 1 組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌は、一般災害対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」に定めるとおりである。

#### 2 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が不在等の場合の職務代理者は、副本部長が行う。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副町長 第二順位 教育長

### 第4 地震発生時の緊急配備体制

配備体制は次のとおりであり、特別な必要があるときは、配備要員の数を適宜変更する。なお、配備要員は、資料編に掲げるとおりである。

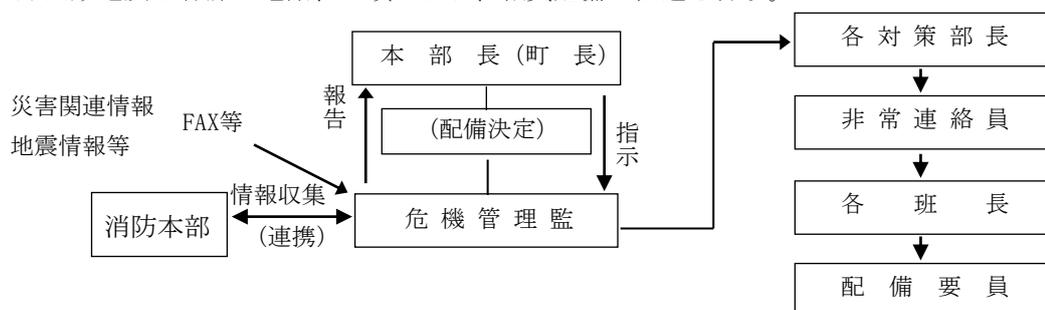
配備区分	配備時期	配備内容
情報連絡体制 （第1配備）	1 震度4の地震が発生したとき。 2 町長が必要と認めたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されとき。	・庁内各課、各支所で情報連絡活動が円滑に行える体制とし、事態の推移に伴い速やかに第2配備に移行できる体制
災害警戒本部体制 （第2配備）	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 町長が必要と認めたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されとき。	・災害対策本部の各班の必要人員をもって当たる場合で、事態の推移に伴い、速やかに第3配備に移行できる体制
災害対策本部体制 （第3配備）	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 震度5強以下の地震でも、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されとき。	・災害対策本部全員で応急救助活動を行う体制 ・災害対策本部の設置

## 第5 動員方法

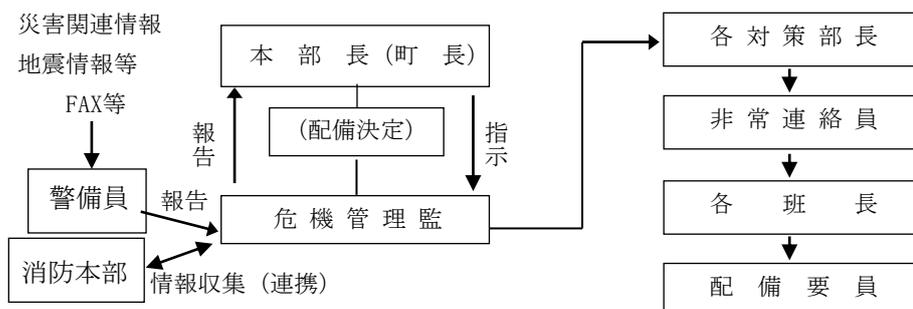
勤務時間内及び勤務時間外の動員等は、次のとおりであり、職員は被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

### 1 勤務時間内

庁内放送及び各課の電話、口頭により、職員配備の伝達を行う。



### 2 勤務時間外



- (1) 各対策部長は勤務時間外における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。
- (2) 各対策部長は所属職員の動員を円滑に行うため各部ごとに2名の正副非常連絡員をあらかじめ定めておく。
- (3) 職員は、勤務時間外において重大な災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは進んで所属課と連絡をとり、また、自らの判断により登庁する。

## 第2節 情報伝達体制の確立

一般災害対策編第3章第2節「情報伝達体制の確立」を準用する。

## 第3節 災害救助法の適用及び運用

一般災害対策編第3章第3節「災害救助法の適用及び運用」を準用する。

## 第4節 広域応援体制

関係機関
総務課

地震により災害が発生した場合、各防災関係機関はあらかじめ定めてある分掌事務又は業務にしたがって応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体などに協力などを求めるなどして災害対策の円滑な実施を図ることが必要である。特に被害が広範囲に及んだ場合、町の防災関係機関のみでは対応が困難なことから県、他市町、公共的団体等の協力を得て応急対策を行うものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第3章第4節「広域応援体制」の定めによる。

### 第1 県への応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明 示 事 項
(1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする職種別人員
(3) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
(4) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) その他必要な事項

### 第2 公共的団体との協力体制

町は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が地震時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。これら団体の協力業務として考えられるものは、おおむね次のとおりである。

- 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- 2 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- 3 地震時における広報広聴活動に協力すること。
- 4 地震時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- 5 地震時における被災者の救急救助活動に関し協力すること。
- 6 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- 7 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- 8 被害状況の調査に協力すること。
- 9 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- 10 その他の災害応急対策業務に関すること。

### 第3 地域住民の協力

住民は、町が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に次のような防災活動を行うものとする。なお、町は地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及促進に努めるものとする。

- (1) 防災機関への協力
- (2) 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 要配慮者の保護
- (6) 家庭における水、食料等の備蓄

### 第4 ボランティアの協力

地震時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして町が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために町は県本部、県社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

詳細については、一般災害対策編第3章第6節「労働力の確保及びボランティアとの連携」の定めによる。

## 第5節 自衛隊の災害派遣体制

一般災害対策編第3章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を準用する。

## 第6節 労働力の確保及びボランティアとの連携

一般災害対策編第3章第6節「労働力の確保及びボランティアとの連携」を準用する。

## 第7節 地震情報等の収集・伝達

関係機関
総務課

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。このため、町は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

### 第1 地震に関する情報の発表

地震の発生に際して発表される情報は、次のとおりである。

情報の種類	内 容
震 度 速 報	地震発生約2分後、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

資料編 ○気象庁震度階級表

P. 42

### 第2 地震情報等の受信・伝達

#### 1 県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムが次の地震に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、町及び消防本部にFAX送信するため、これらの情報の内容に留意する。

- (1) 地震情報等の発表状況
- (2) 震度分布・震源情報

#### 2 県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、町の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を町の伝達系統を活用して住民及び関係機関へ伝達する。

## 第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達

関係機関	
各課共通	消防本部

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第3章第8節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めによる。

### 第1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達すべき主なものは、次のとおりであるが、人命危険に関する、情報を優先し、連続性を重視する。

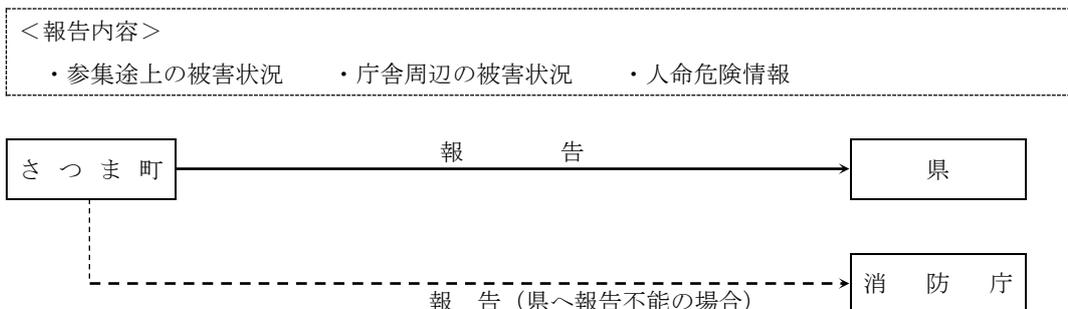
- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (4) 出火件数又は出火状況
- (5) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (6) 輸送関連施設被害（道路等）
- (7) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道）
- (8) 避難状況、救護所開設状況
- (9) 災害対策本部設置等の状況
- (10) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

### 第2 被害報告

#### 1 震度4以上の地震が発生した場合

町の区域内で震度4以上の地震が発生した場合には、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で被害状況を県に報告する。

この場合、通信途絶等により、県との連絡がとれない場合は、国（消防庁）に報告し、県と連絡がとれ次第、県にも報告を行う。



資料編	○災害概況即報	P. 150
	○被害状況即報	P. 151

2 震度5強以上の地震が発生した場合

町の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合には、県に加えて国（消防庁）に対しても、原則30分以内で可能な限り早く報告する。

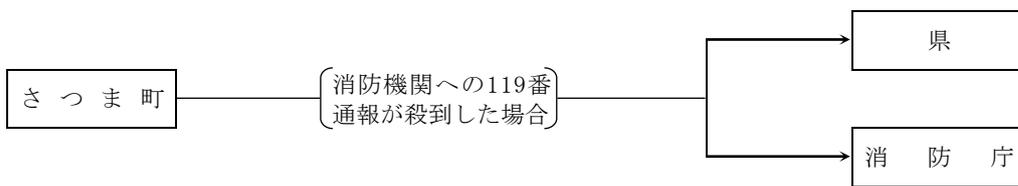
この段階で、町対策本部での次のような意思決定が得られていれば、併せて報告する。

<意思決定の内容>

- ・ 広域応援要請
- ・ 自衛隊派遣要請
- ・ 避難の指示
- 災害救助法の適用申請等の必要性の有無

3 消防機関への通報が殺到する場合

町は、同時多発火災や救出要請等により、消防機関への119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び国（消防庁）に報告する。



## 第9節 広報計画

関係機関	
総務課	企画政策課

地震災害に際して、火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町は、保有する伝達情報手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第9節「広報計画」の定めによる。

### 第1 広報内容

地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

#### 1 地震発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

- (1) 出火防止、初期消火の喚起・指示
- (2) 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
- (3) 隣近所等の災害弱者の安否確認の喚起・指示
- (4) 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

#### 2 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

- (1) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- (2) 地区別の避難所
- (3) 混乱防止の呼びかけ

「不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手する」の呼びかけなど。

#### (4) 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」、「iモード災害用伝言板サービス」を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。

#### (5) 被災者救援活動方針・救援活動の内容

### 第2 広報手段

震災時に有効な情報手段としては、知事を通じた報道機関への放送要請のほか、次のようなものがある。

伝達手段	種別	特 色
広 報 車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
町防災行政無線	被 生	〃

有線放送	被 生	〃
掲示板	生 安	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生 安	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	生 安	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
パソコン通信 携帯電話(メール)	被 生 安	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

## 第10節 水防・土砂災害等の防止対策

関係機関	
総務課	
建設課	消防機関

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防機関を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第10節「水防・土砂災害等の防止対策」の定めによる。

### 第1 町の措置

#### 1 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

#### 2 ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

#### 3 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

#### 4 ダム施設応急対策

鶴田ダム管理所との連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。

### 第2 鶴田ダム管理所及び電源開発株式会社の措置

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合には、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、操作規則の規定による。

## 第11節 消防活動

関係機関	
総務課	消防本部

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によって

は他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

この計画に定めのない事項は、一般災害対策編第3章第11節「消防活動」の定めによるが、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

### 第1 町及び消防機関の活動

町の区域内で地震が発生した場合、町及び消防機関は必要に応じて次の活動を行う。

- 1 大規模な地震が発生した場合には、各消防機関は初期の消防活動を開始する。そのために消防団員の初動体制や初期の消防活動の実施計画等についてあらかじめ定めておくものとする。
- 2 地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。そのために広報の要領等について、あらかじめ定めておくものとする。
- 3 地震発生後は、巡回等により火災を早期に発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大防止を図る。
- 4 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。
- 5 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。
- 6 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- 7 木造建物の密集地などの、火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域、及び避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- 8 地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用する。

### 第2 地域住民の行うべき活動

町及び消防機関は、住民に対し、地域住民自らが地震発災時において行うべきこととして、次のことを周知徹底するものとする。

- 1 地域住民は、早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める等の出火防止活動を行い、でき得る限り火災の防止に努めるものとする。
- 2 住民は近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から自主防災組織において訓練を行うほか、可搬式ポンプ等の消火機材の備蓄に努めることとする。

### 第3 応援要請

町は、自らの消防力では災害への対応が困難な場合には、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づいて、他市町村に応援を要請する。

## 第12節 危険物等災害対策

一般災害対策編第3章第12節「危険物等災害対策」を準用する。

## 第13節 避難の指示・誘導

関係機関
総務課

一般災害対策編第3章第13節「避難の指示・誘導」の定めによるが、特に地震が大規模な場合の避難所への誘導を次のとおり定める。

### 第1 避難誘導等

#### 1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の築年数等によっても被害の状況が異なるため、町の避難指示を待っている間は避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく周知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

#### 2 町の役割

町長その他の避難の指示の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるようできるだけ地域単位等で集団避難を行うこととし、特に児童、高齢者、障害者等の要配慮者の避難に配慮するものとする。

### 第2 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

## 第14節 救助・救急

関係機関
総務課 消防本部
消防団 保健福祉課

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、地域住民、自主防災組織、消防、警察、医療機関等と相互に連携し、迅速かつ適切に救急救助活動を行い、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第14節「救助・救急」の定めによる。

## 第1 住民の初期活動

### 1 救出活動

大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防等関係機関が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

### 2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

## 第2 町の救出活動等

### 1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、町内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

#### (1) 救出资機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

#### (2) 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、「相互応援に関する協定書」等に基づき協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは町内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

#### (3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

### 2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、医師会と連携のうえ、避難所、災害現場等に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、速やかに県に対してドクターヘリ、県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

### 3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、また効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して迅速かつ適切に実施するものとする。

## 第 15 節 交通の確保及び規制

関 係 機 関
総 務 課 建 設 課

震災時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第15節「交通の確保及び規制」の定めによる。

### 第 1 発見者等の状況

震災時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

### 第 2 被害状況及び交通の流れの把握

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。町は、町の組織機能を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしている的確に対処する。

### 第 3 交通規制の実施

- 1 町及び道路管理者は、道路の構造を保全し、若しくは交通の危険を防止するため必要と認められる場合は、速やかに必要な交通規制を実施する。
- 2 交通規制を行った場合には、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、道路交通情報センター及び報道機関を通じて交通規制の周知徹底を図るものとする。

### 第 4 大地震発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 大規模な地震が発生したときは、車両の運転者は、次の措置をとるものとする。
  - ア 走行中の場合は、次の要領により行動する。
    - ㊦ できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
    - ㊧ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
    - ㊨ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
  - イ 避難のために車両を使用しない。
- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
  - ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を速やかに道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

- イ 道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

## 第16節 緊急輸送

関係機関	
総務課	財政課

震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第16節「緊急輸送」の定めによる。

### 第1 輸送の方法

#### 1 輸送の手段

輸送は、次の車両等により、効果的かつ円滑に行う。

- (1) 自動車による輸送
- (2) ヘリコプター等による空中輸送

#### 2 輸送の確保

輸送のための車両は、おおむね次の順序による。

- (1) 町有車両等
- (2) 農業協同組合等公共的団体の車両等
- (3) 運送事業者等所有の車両等
- (4) その他民間車両等

### 第2 緊急輸送の優先順序

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、段階的に行う。

#### 1 第1段階（警戒避難期）

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動応急対策に必要な人員、物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### 2 第2段階（事態安定期）

- (1) 第1段階の継続
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資

- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資材

### 3 第3段階（復旧期）

- (1) 第2段階の継続
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

## 第17節 緊急医療救護

一般災害対策編第3章第17節「緊急医療救護」を準用する。

## 第18節 要配慮者への緊急支援

一般災害対策編第3章第18節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

## 第19節 避難所の運営

関係機関
総務課 保健福祉課 教育委員会

震災時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

この計画に定めのない事項については、一般災害対策編第3章第19節「避難所の運営」の定めによる。

### 第1 避難所の開設、運営

#### 1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

#### 2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

##### (1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町対策本部に報告する。

##### (2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町又は県に応援を要請する。

資料編 ○避難所等一覧	P. 65
-------------	-------

#### 3 職員の派遣

大規模地震の発生とともに、直ちに避難担当の職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

#### 4 救護所の設置

町は、直ちに、薩摩郡医師会、県に救護班の要請を行い、救護所を設置する。

### 第2 避難の長期化への対処

#### 1 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

このため、避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

## 2 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設のトイレの設置を行う。

## 3 避難者のプライバシーの確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。

## 4 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

また、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや近隣市町に対して協力を求める。

## 5 二次避難所（福祉避難所等）の開設

(1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対して、状況に応じ、介護が必要なサービスを供給するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所）を開設する。

(2) 避難所を開設した場合には、開設の日時、場所、避難者の数及び開設期間等を県、さつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。

### 資料編 ○福祉避難所一覧

P. 66

## 第3 避難所運営マニュアルの整備

避難所運営については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

### 1 避難所設置マニュアル

- (1) 避難所の開設・管理責任者、体制
- (2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (3) 本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (4) その他開設責任者の業務

### 2 避難所運営マニュアル

- (1) 避難所の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (2) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- (3) 避難状況の確認方法に係る事項
- (4) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- (5) その他避難所生活に必要な事項
- (6) 平常体制復帰のための対策

事前周知、自治組織との連携

避難者の生活と教育環境の確保のための対策（避難所が学校の場合）

避難所の統合・廃止の基準・手続等

### 3 避難所の避難者への情報伝達マニュアル

- (1) 情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方
- (2) 本部との連絡方法の確保
- (3) 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- (4) 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- (5) 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
- (6) その他必要事項

## 第 2 0 節 食料の供給計画

一般災害対策編第 3 章第 20 節「食料の供給計画」を準用する。

## 第 2 1 節 給水計画

一般災害対策編第 3 章第 21 節「給水計画」を準用する。

## 第 2 2 節 生活必需品等供給計画

一般災害対策編第 3 章第 22 節「生活必需品供給計画」を準用する。

## 第 2 3 節 医療救護計画

一般災害対策編第 3 章第 23 節「医療救護計画」を準用する。

## 第 2 4 節 保健衛生・感染症対策

一般災害対策編第 3 章第 24 節「保健衛生・感染症対策」を準用する。

## 第 2 5 節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

一般災害対策編第 3 章第 25 節「廃棄物の処理及び障害物の除去対策」を準用する。

## 第 2 6 節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等

一般対策編第 3 章第 26 節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」を準用する。

## 第 27 節 住宅の供給確保

関係機関
建設課

一般災害対策編第3章第27節「住宅の供給確保」の定めによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、被災宅地による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定める。

応急危険度判定については、県の協力を得て実施するとともに、必要に応じて技術者の派遣についての支援を要請するものとする。

### 第 1 被災建築物応急危険度判定

- 1 町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災地に被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
- 2 被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果を建築物の所有者や使用者又は使用者以外の第三者に危険性を知らせることにより注意を喚起する。

### 第 2 被災宅地危険度判定

- 1 町は、余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。
- 2 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果の標示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

## 第28節 文教対策

関係機関
教育委員会

一般災害対策編第3章第28節「文教対策」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

### 第1 地震発生時の対応

地震発生時には校長は、児童生徒の安全を第一に考え、次の措置をとるものとする。

#### 1 緊急避難等の措置

##### (1) 避難措置

校長等は、授業中に地震が発生した場合は、児童生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合は、速やかに児童生徒等及び教職員の人員確認、被災状況確認を行うものとする。

##### (2) 応急救護

児童生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護に万全を期するものとする。

##### (3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童生徒を帰宅させるかどうか町教育委員会との協議等により決定するものとする。

##### (4) 下校時の危険防止

児童生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講ずる。

##### (5) 校内保護

災害の状況により児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童生徒数その他必要な事項を報告する。

#### 2 被害状況の把握

(1) 地震が発生した場合、速やかに児童生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

(2) 施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

#### 3 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

#### 4 臨時休業等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休業等の適切な措置をとる。

## 第2 状況別対応行動

次の表は、大規模地震発生時の状況に応じて児童生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。児童生徒の安全を第一に考え、学校長は、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

### 1 地震発生後の措置

児童生徒等 在 校 中	<p>1 避難 地震発生時の行動は、児童生徒等の安全避難を最重点とし、児童生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童生徒等を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 被災報告 被害の状況を調査し、町教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況については必ず報告するものとする。</p>
児童生徒等 不在中	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、町教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 情報収集 児童生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

### 2 その他必要な検討事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び町本部との連携
- (2) 児童生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と児童生徒等又は避難者のみを使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

## 第 29 節 義援物資等の取扱い

一般災害対策編第 3 章第 29 節「義援物資等の取扱い」を準用する。

## 第 30 節 電力施設の応急対策

一般災害対策編第 3 章第 30 節「電力施設の応急対策」を準用する。

## 第 31 節 ガス施設の応急対策

一般災害対策編第 3 章第 31 節「ガス施設の応急対策」を準用する。

## 第 32 節 水道施設の応急対策

一般災害対策編第 3 章第 32 節「水道施設の応急対策」を準用する。

## 第 33 節 電気通信施設の応急対策

一般災害対策編第 3 章第 33 節「電気通信施設の応急対策」を準用する。

## 第 34 節 道路・河川等公共施設の応急対策

関係機関
建設課

震災時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

### 第 1 道路・橋梁等の応急対策

#### 1 災害時の応急措置

町及び各施設管理者は、道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

#### 2 応急復旧対策

町及び各施設管理者は、被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

## 第2 河川・砂防等の応急対策

### 1 河川管理施設

地震により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

### 2 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

### 3 ダム施設

地震によりダム施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

## 第35節 孤立化集落対策

一般災害対策編第3章第38節「孤立化集落対策」を準用する。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

一般災害対策編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」を準用する。

### 第2節 激甚災害の指定

一般災害対策編第4章第2節「激甚災害の指定」を準用する。

### 第3節 被災者の生活確保

一般災害対策編第4章第3節「被災者の生活確保」を準用する。

### 第4節 被災者への融資措置

一般災害対策編第4章第4節「被災者への融資措置」を準用する。

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 【総 則】

#### 第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2節 防災機関の業務の大綱

一般災害対策編第1章第2節「防災機関の業務の大綱」を準用する。

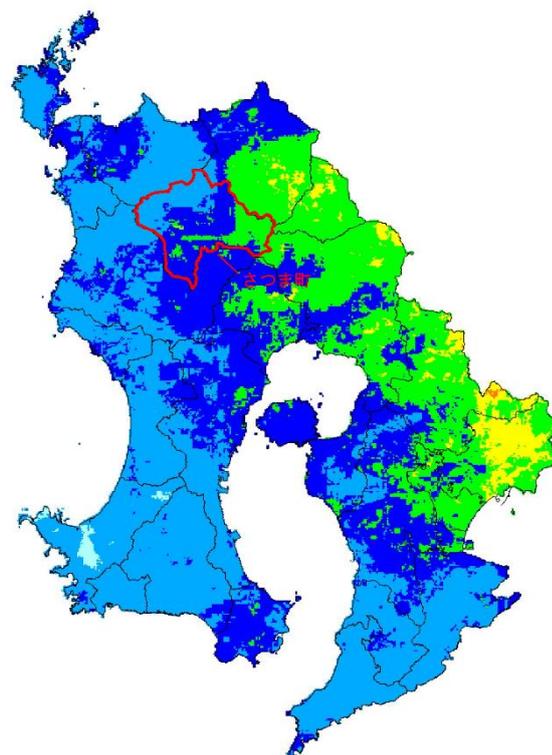
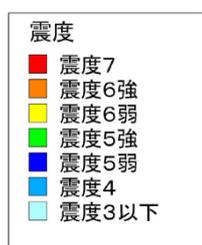
#### 第3節 南海トラフ地震の想定

##### 第1 想定地震の概要

県が平成24年から25年度にかけて実施した地震災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本町に最も影響を与えるケースでは、町内で最大震度6弱の揺れを想定している。

本町に最も影響を与える最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合における震度分布図は次のとおりである。

◆ 最大震度：震度6弱



## 第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本町で被害が最大となるケースとして次のとおりの被害が想定されている。

### ■被害想定【鹿児島県地震等予測調査結果（H24～H25）】

項目		現況、被害想定結果		本町の被害概況
人口	冬深夜	24,123人		・多くが自宅で就寝中に被災。
	夏12時	25,435人		・自宅外で被災。木造建物内滞留人口は少ない時間帯。
	冬18時	24,824人		・交通被害による人的被害が多い。
建物被害	建物棟数	23,720棟		・建物被害は「液状化」、「揺れ」、「斜面崩壊」、「火災」による被害を想定。 ・町内の建物のうち、約360棟が全半壊する。 ほとんどが「液状化」によるもの。
	全壊	90棟		
	半壊	270棟		
	火災	—		
人的被害	死者	僅か		・人的被害は「建物倒壊」、「斜面崩壊」、「火災」、「ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物」、「屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物」による被害を想定。 ・夜間における避難開始の遅れ、避難速度低下の考慮。 ・避難者は、冬18時を想定。
	負傷者	僅か		
	重傷者	僅か		
	避難者数	130人		
ライフライン被害	上水道	機能支障率	6%	・各地で断水。（被災直後の断水が最も多く断水人口は1,400人。）
	電力		僅か	・火災被害、地震被害で停電が発生。
	固定電話		僅か	・火災被害、地震被害で不通回線が発生。
道路被害		10件		・揺れによる道路施設被害件数。

## 第3 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

## 【南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等】

### 第1節 活動体制の確立

関係機関
------

総務課
-----

南海トラフ地震が発生した場合，震災対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより，直ちに体制を確立し，災害応急対策を実施する。

### 第2節 情報伝達体制の確立

関係機関
------

総務課
-----

南海トラフ地震発生時は，一般災害対策編第3章第2節「情報伝達体制の確立」の定めるところにより，直ちに情報伝達体制を確立し，被災状況等の収集に着手するとともに，その実態を的確に把握・評価し，応急対策に反映する。

## 【関係者との連携協力の確保】

### 第1節 人員，資機材等の配備手配

関係機関
総務課 保健福祉課

#### 第1 物資等の調達手配

町は、南海トラフ地震の発生簿に行う災害応急対策に必要な物資が確保できるよう、あらかじめ備蓄・調達計画を作成しておき、発災時には必要に応じて関係機関に供給要請を行う。

また、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給を要請する。

#### 第2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

#### 第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

町は、南海トラフ地震が発生した場合において、災害応急対策及び応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。

### 第2節 他機関に対する応援要請

関係機関
総務課

町は、災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、必要に応じて応援要請を実施する。

また、平時より必要と判断される民間との応援協定に努める。

自衛隊への災害派遣の要請については、一般災害対策編第3章第5節の「自衛隊の災害派遣体制」に定めるところによる。

### 第3節 帰宅困難者への対応

関係機関
総務課

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、市街地部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

## 【時間差発生等に備えた対応】

### 第1節 基本的方針

関係機関
総務課

#### 第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されており、その考え方は、

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要ということである。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

#### 第2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、次の表のとおり気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表される。

これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報(調査中)を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

### 第3 時間差発生に備えた防災対応の基本的方針

#### 1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が対象とする後発地震への対応

##### (1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、国(緊急災害対策本部)から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

##### (2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置(以下「巨大地震警戒対応」という。)をとるものとする。

##### (3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 住民等への日頃からの地震の備え(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼びかけ

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ その他必要な措置

##### (4) 避難対象地域の検討

さつま町については、特別強化区域(事前避難対象地域、住民事前避難対象地域)の対象地域はない。

##### (5) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置(以下「巨大地震

注意対応」という。) をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

## 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

### (1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、県及び市町村は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

### (2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ
- イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- ウ その他必要な措置

### (3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

## 3 住民等への周知等

県及び推進地域に指定されている市町村は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

## 第2節 平時における対策

関係機関
総務課

### 第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

町は、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する体制を整備する。

なお、その収集・伝達系統については、震災対策編第3章第7節「地震情報等の収集・伝達」に定めるところによる。

### 第2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

関係機関
総務課

#### 第1 情報連絡体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や連絡調整のため、総務課職員による「情報連絡体制」を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、既に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

#### 第2 広報

町は、防災無線、町ホームページ、SNSなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

### 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

関係機関
総務課

#### 第1 災害対策本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

なお、職員の動員は、震災対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」に定めるところによるほか、既に南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

#### 第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

##### 1 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達

国からの警戒する措置を取るべき旨の指示については、県の防災情報ネットワーク、電子メール等の手段により伝達される。

##### 2 災害応急対策の実施状況等の情報収集

町が実施した災害応急対策の実施状況等については、本部長へ報告するとともに、その情報を県と共有する。

##### 3 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、既に発生している被害情報等の収集・伝達については、震災対策編第3章第8節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

#### 第3 広報等

##### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

町は、町防災行政無線、町ホームページ、SNSなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

併せて、居住又は滞在する住民等に対して、今後の町が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

## 2 災害応急対策の実施状況等に係る広報

町は、町防災行政無線、町ホームページ、SNSなどの多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

## 3 町が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とすべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

## 4 留意事項

先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

## 第4 巨大地震警戒対応の期間等

### 1 巨大地震警戒対応の期間

町の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

### 2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

1の巨大地震警戒対応の期間経過後、町はさらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は、第5節に定めるものと同様とする。

## 第5 避難対策等

1 町は、避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を検討する。

2 町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な情報の提供や設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

3 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

- 4 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
  - (1) 町は、あらかじめ「避難行動要支援者名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
  - (2) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 5 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制
- 6 避難所における救護上の留意事項は次のとおり。
  - (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護内容
    - ・ 収容施設への収容
    - ・ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
    - ・ その他必要な措置
  - (2) 町は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
    - ・ 流通在庫の引き渡し等の要請
    - ・ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
    - ・ その他必要な措置

## 第6 関係機関等のとるべき措置

- 1 消防機関等
  - (1) さつま町消防本部及び消防団は、地震発生後に市街地火災が発生した場合、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。
  - (2) さつま町災害対策本部は、鹿児島県警察（さつま警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動、行方不明者の捜索等を実施する。
  - (3) 地域住民による区・自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、消防団や警察など関係機関と連携しつつ、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。
- 2 水道、電気、ガス、通信、放送関係
  - (1) 水道

水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、水道事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。
  - (2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。

このため、電力事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものとし、電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(3) 通信

- ・ 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。  
このため、電気通信事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、通信を確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。
- ・ 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

(4) 放送

- ・ 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものである。  
このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。
- ・ 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。  
なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

5 交通対策

町は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報提供する。

**第7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策**

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

<留意事項>

- ・ 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達

するよう検討すること。

- イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための待避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

## (2) 個別事項

- ア 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置
- イ 社会福祉施設にあつては、次の事項
  - ・ 入所者等に対する保護の方法
  - ・ 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ウ 病院にあつては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・対浪性を十分に考慮した措置
- エ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、次の事項
  - ・ 児童生徒等に対する保護の方法
  - ・ 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

## 2 道路、河川

### (1) 道路

町は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

### (2) 河川

町は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等に備えた措置をとる。

なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について定めるものとする。

## 3 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度を考慮し、工事の中止等の措置をとるものとする。

## 第8 滞留旅客等に対する措置

### 1 町

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

## 2 町以外の機関

町以外の機関で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「第6 関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあつせん並びに町が実施する活動との連携等の措置をとるものとする。

## 第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

関係機関
総務課

### 第1 災害警戒本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

なお、職員の動員は、震災対策編第3章第1節「応急活動体制の確立」に定めるところによるほか、既に南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表により参集している職員による動員を行う。

### 第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、既に発生している被害情報等の収集・伝達については、震災対策編第3章第8節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

### 第3 広報等

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

町は、町防災行政無線、町ホームページ、SNSなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

#### 2 町が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

#### 3 留意事項

(1) 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

#### 第4 巨大地震注意対応の期間等

##### 1 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける県及び町の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

##### 2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける県及び町の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

## 【地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画】

関係機関	
総務課	建設課
耕地林業課	

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、町地域強靱化計画及び地震防災緊急事業五箇年計画を基本として、町内全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

### 第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については、震災対策編第2章第3節の「建築物災害の防止対策」に定めるところによる。

また、橋梁については、大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、耐震診断が必要な橋梁の整備推進に努めることとする。

### 第2 避難経路の整備

道路は町民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員の避難経路の役割を発揮する。

このため、道路管理者は、地震災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

### 第3 土砂災害防止施設

#### 1 砂防施設

土石流危険渓流は、地震の発生、及び地震後の大雨により土石流が発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある土石流危険渓流の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険渓流の整備を推進するものとする。

#### 2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を推進するものとする。

#### 3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険箇所等の整備を推進する。

### 第4 保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により5戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を実施するものとする。

## **第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設**

消防用施設等の整備は、国庫補助金等を利活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設整備の促進を図るものとする。

## **第6 緊急輸送を確保するために必要な道路（緊急輸送道路）の整備**

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を推進するものとする。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を推進するものとする。

## **第7 通信施設の整備**

通信施設の整備については、震災編第2章第9節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に定めるところによる。（一般対策編 第2章 第10節「通信・広報体制（機器等）を準用」）

## 【防災訓練計画】

関係機関
総務課

- 第1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 第2 第1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 第3 第1の防災訓練は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。
- 第4 県は市町村、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。
- 1 動員訓練及び本部運営訓練
  - 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
  - 3 警備及び交通規制訓練

## 【地震防災上必要な教育及び広報に関する計画】

関係機関
総務課

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 第1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

### 第2 地域住民等に対する教育

町は、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、学校単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法

- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 9 避難生活に関する知識
- 10 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 第3 相談窓口の設置

町は県と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。